

## ～ 事業所の皆さんへ ～

### ■令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出のお願い

給与支払者は、前年分の給与受給者の令和8年1月1日現在（中途退職した方は退職時）の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することになっています。これは、税務署へ提出する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

#### (1) 提出対象者

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に給与の支払を受けた方

- ・役員・正社員・アルバイト・パートなどの別や所得税の確定申告を行うかどうかの別、支払給与の多少にかかわらず、提出してください。
- ・中途退職した方や、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。
- ・令和7年1月1日以降に退職した方で当該退職者の給与の金額の総額が30万円以下の場合も、公平・適正課税の観点から給与支払報告書の提出にご協力ください。

#### (2) 提出期限

**令和8年2月2日（月）** ※なるべくお早めの提出をお願いします。

#### (3) 個人番号（マイナンバー）の記載について

給与支払報告書を提出するにあたっては、事業主（給与支払者）の法人番号又は個人番号の記載に加えて、給与支払報告書（個人別明細書）に給与所得者・扶養親族（16歳未満含）のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

### ■電子申告(eLTAX)のお願い

給与支払報告書の提出は、郵送等の手間が不要で、安全な電子申告(eLTAX)\*の活用をお願いします。税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を e-Tax 又は光ディスク等により提出することが義務付けられる事業主(給与支払者)については、市町村に提出する給与支払報告書についても、電子申告(eLTAX)又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

なお、平成29年度課税分からは、複数の市町村への給与支払報告書の提出が一括して処理できるよう電子申告(eLTAX)の改善が図られています。

\*電子申告(eLTAX)での給与支払報告書の提出方法は、地方税共同機構のホームページ(<https://www.lta.go.jp>)をご参照ください。

■お問い合わせ先：税務課 市民税担当 TEL0883 (36) 8713